

議第5号

高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

専門的な知識経験が必要とされる場合及び一定期間内に業務が終了することが見込まれる場合等に、任期を定めて人材を採用するため制定しようとする。

高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用すること

ができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 高山市職員の勤務時間等に関する条例（平成6年高山市条例第25号）第16条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）に適用する給料表は、次の表のとおりとする。

号給	給料月額（円）
1	371,000

2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定しなければならない。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を、同表5号給の給料月額に、その額と同表4号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第3条の規定により採用された職員の給料月額については、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第6条の2第1項の規定を準用する。

- 2 第4条の規定により採用された職員の給料月額については、給与条例第6条の2第2項の規定を準用する。

（給与条例の適用除外）

第9条 給与条例第5条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条から第14条の2まで、第18条から第20条まで、第23条及び第26条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第 号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

第10条 給与条例第12条、第13条から第14条の2まで、第27条の規定は、第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

- 2 第4条の規定により採用された職員の通勤手当及び時間外勤務手当については、給与条例第15条第1項第2号及び第18条第2項に規定する再任用短時間勤務職員の規定を準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

2 高山市職員の勤務時間等に関する条例(平成6年高山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第 号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p>